

特許庁委託事業

イラン・イスラム共和国における
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月
独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

目次

第1章 - はじめに	4
第1節 - 司法制度/法定代理人	4
第2節 - 商標局・裁判所の構造	4
第3節 - イラン知的財産法	4
第4節 - 商標法	4
第5節 - 所轄官庁	5
第2章 - 商標権の取得	5
第1節 - 登録可能商標	5
第2節 - イラン商標法の顕著な特徴	7
付録1 - フローチャート	8
第3節 - 登録費用/期間	9
第4節 - 商標登録の資格所有者	9
第5節 - 商標の審査	9
第6節 - 明白になっている商標登録	9
第7節 - 登録後の権利	10
第8節 - 登録商標または該当する商品や役務の補正	10
第9節 - 保護期間	10
第10節 - 周知商標	10
第3章 - 商標権の執行	10
第1部 - 商標権侵害の概要	10
第2部 - 模倣	11
第1節 - 可能なエンフォースメント措置	11
第2節 - 法的な通知/排除命令	11
付録2 - 法的な通知のサンプル	12
第3節 - 注意事項通知の公告	13
第4節 - 行政救済手段	13
第5節 - 提出されるべき書類と証拠	14
第6節 - 決定に不服がある場合の手続き	14

第7節 - 模倣行為に対する刑事訴訟	14
第8節 - 管轄裁判所	14
第9節 - 司法制度	14
第10節 - 控訴期限	15
第11節 - 刑事罰の対象行為	15
第12節 - 刑事罰	15
第13節 - 模倣品の没収	15
第14節 - 流れと手順の概要	16
第15節 - 判決の執行	16
第16節 - 提出されるべき文書と証拠	16
第17節 - 代理人の必要性と必要条件	17
第18節 - 商標権者の保護強化	17
第19節 - 民事訴訟	17
第20節 - 不使用取消	17
第21節 - 紛争解決の代替法	18
第22節 - 模倣品の密輸に対する国境管理	18

第1章 - はじめに

第1節 - 司法制度/法定代理人

- イランはフランス法とイスラム法の影響を受けた民法の管轄である。以前の判例を採用するようなコモンローの原則には、一般的に従わない。
- 外国人及び外国団体は、知的財産センターや裁判所に対して、現地の資格を有する法律実務家を代理として立てることができる。

第2節 - 商標局・裁判所の構造

- 商標局は、知的財産センターの一部門である。知的財産センターはイラン・イスラム共和国の管轄下にある。
- 裁判所の構造は、(i) 第一審裁判所、(ii) 控訴裁判所、(iii) 最高裁判所である。第一審裁判所は、民事裁判所と刑事裁判所を含んでいる。第一審裁判所が下した判決は、当事者への判決の言い渡しから（自国民に対し）20日以内、及び（外国人に対し）2ヶ月以内に控訴裁判所に控訴可能である。控訴裁判所が下した判決は最終的なものであり、法的強制力がある。最高裁判所は、特定の主要な事件についてのみ管轄する。
- 第一審裁判所の第3支部は民事商標関連事件を管轄し、第一審裁判所の第1043支部は刑事商標関連事件を管轄する。訴訟手続規則の非常に最近の変更では、商標関連の申立は第一審裁判所によって聞き取られ、検察庁は商標犯罪に関する申立の聞き取りをする権限を持っていない。

第3節 - イラン知的財産法

- 現在有効な、特許、意匠および商標法は2008年に施行された。この法は、パリ条約とともにイランにおける知的財産権の保護強化のための法的枠組みを確立した。
- イランは、次の主要な国際知的財産条約の加盟国である：
 - (i) 工業所有権の保護に関するパリ条約。
 - (ii) 商標の国際登録に関するマドリッド協定とその議定書。
- イランは、世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国である。

第4節 - 商標法

- 商標法は、以下に対し、民事的なエンフォースメントの仕組みを提供する：
 - a. 登録商標または紛らわしい類似標章の無許可使用の停止。

- b. 登録日から3年間不使用の場合、登録商標または保留中の出願の取消の請求。
 - c. 侵害、不誠実および/または不正競争に係る登録商標また保留中の出願の取消請求。
- 商標法はまた、登録商標権の刑事的なエンフォースメントの仕組みを提供する。消費者に混乱を引き起こす可能性のある登録商標、または紛らわしい類似標章の無許可使用。この法は、商標権侵害に対して、10,000,000 から 50,000,000 リアル (USD35 から USD1700) の罰金、または、91日から6ヶ月の懲役またはその両者を課す。裁判所はまた、物品の破壊や押収品から商標侵害の除去を命じる。
 - 商標法はまた、商標権者が商標権侵害により生じたいかなる損害賠償の請求権も提供する。
 - 商標権侵害については、裁判所は通常、初犯の新会社には懲役よりも罰金を課すが、累犯に対しては、裁判所は罰金を伴う懲役を課す。なお、この罰金の額は、比較的弱いペナルティーであるが、侵害者は二度目の商標権侵害をしないように気をつけるであろう。

第5節 - 所轄官庁

商標に関する所轄官庁

商標局

知的財産センター

国家証書・財産登録機構

No. 5, Fayazbakhsh Street,

Khayyam Street,

Imam Khomainsi Square,

Tehran, Iran

電話 : + 98 (21) 6671 2598; (21) 6674 1035+98

ファックス : + 98 (21) 8853 3247

第2章 - 商標権の取得

第1節 - 登録可能商標

1. 他者の商品又は役務から識別することができる任意の目に見える標章。商標、役務マーク、団体標章、認証マークと地理的表示は、イランにおいて登録することができる。
2. 商標登録は、登録された標章の、標章の登録の、標章の登録者の所有権の、記載された条件や制限の下で登録時に指定された商品または役務についての登録された標章の排他的使用権の有効性の一応の証拠である。
3. イラン商標出願の数は急速に増加しています。現在、イランには約 250,000 商標登録があります。商標局は出願や、有効な商標登録数の公式統計を開示していない。

4. 以下の記号は登録されない場合がある：

- 他者に属するものから自らの商品又は役務を識別することができない非特徴的な標章。
- 公の秩序と道徳に反すると考えられる標章。
- 商品または役務の地理的原産地、あるいは、それらの性質、品質、数量または特徴に関して、公衆または貿易センターに誤解を与える可能性がある標章。
- その国や組織の所管官庁が許可なく、国際条約に組み込まれた州、政府機関により利用されている旗または他の紋章、名前や略語または名前のイニシャル、または任意の国で採択された公式の標識や証明の要素と同一、これの模倣、またはこれらを含む表彰。
- 他の人による同一又は類似の商品または役務について、イランにおける周知商標と同一、または、それと紛らわしいか、その翻訳を構成する標章；
- 識別可能な商品又は役務について、登録された標章または周知商標と同一または類似であって、周知商標の所有者に関連があるという間違いを発生させる可能性があり、周知商標の所有者の利益を損なう可能性がある標章。
- 同じ商品又は役務に関して、あるいは、その類似性により誤解を起こすか混乱を起こす可能性のある商品又は役務に関して、別の所有者により先行登録された標章と同一の標章。
- 分類 33 の商品をカバーする標章；
- 女性の形から構成され、イスラム法、公共政策と道徳に反すると考えられうる標章。

第 2 節 - イラン商標法の顕著な特徴

1. イラン商標法における商標の定義は非常に広いが、音と香りは含まれない。これは、名前、言葉、署名、文字、数字、図面、記号、証明、スタンプ、画像、唐草模様、パッケージ、スローガン、色の標章と 3 次元の標章を含んでいる。
2. 単一の商標出願は、複数の区分をカバーすることができる。イラン商標局は、商品及び役務に関するニース国際分類の最新版を採用している。商標出願は、WIPO 一覧 (www.wipo.int/classifications/nivilo/nice.htm) からの商品や役務をカバーすることができる。
3. 登録商標は、出願日から 10 年間保護される。保護期間は、その後 10 年ごとに更新することができる。更新の申請は、有効期限前の 1 年以内に提出しなければならない。

罰金を支払うことにより、登録の満了後 6 ヶ月以内に商標登録を更新することも可能である。

i. ペルシャ語/ペルシャ語音訳での商標の登録

イランでの商標のより広範な保護のために、ペルシャ語/ペルシャ語音訳での商標の登録と保護が常に推奨される。他方で、ビジネスでは商標の元の表現と一緒にペルシャ語音訳での商標の使用が、イランでは必要とされるであろう。

ii. 商標の登録のための手順

イランでの商標出願の要件は以下の通りである：

- 出願人の詳細（名前、住所、活動の分野、母国における出願人が設立した会社の数）。
- WIPO リスト (www.wipo.int/classifications/nivilo/nice.htm) に従った、商品および/または役務の一覧。
- 標章のサンプル。
- クライアントによりなされ、イラン領事館によって公証、認証された委任状
- 出願人の母国における企業認証または事業免許の謄本。
- 出願人が優先権を主張する場合は認証された優先権書類の謄本。

商標出願は、絶対的および相対的根拠に基づいて審査を受ける。出願が正常に審査を受け、受理されると、商標局は官報/商標公報に以下の情報を公開する。

- 標章の表現；
- 出願人の名称及び住所；
- 出願番号と出願日；
- カバーされる商品および/または役務に関する国際分類；
- 出願人を代理する現地の仲介者/弁護士；
- 標章の説明と免責事項；

商標出願の通知の公開から 30 日以内は第三者の異議申立期間として、利害関係当事者が異議を申し立てることができる。

異議申立人がイランにおける事前の保留中の出願または登録商標を保持していない場合でも、公開された商標に異議を申し立てることが可能である。このシナリオでは、異議申立が成功した場合に、新しい出願を異議申立人の名前で公開および登録を進められるように、異議申立人は、異議申立書を提出する際に新しい商標出願をすべきである。

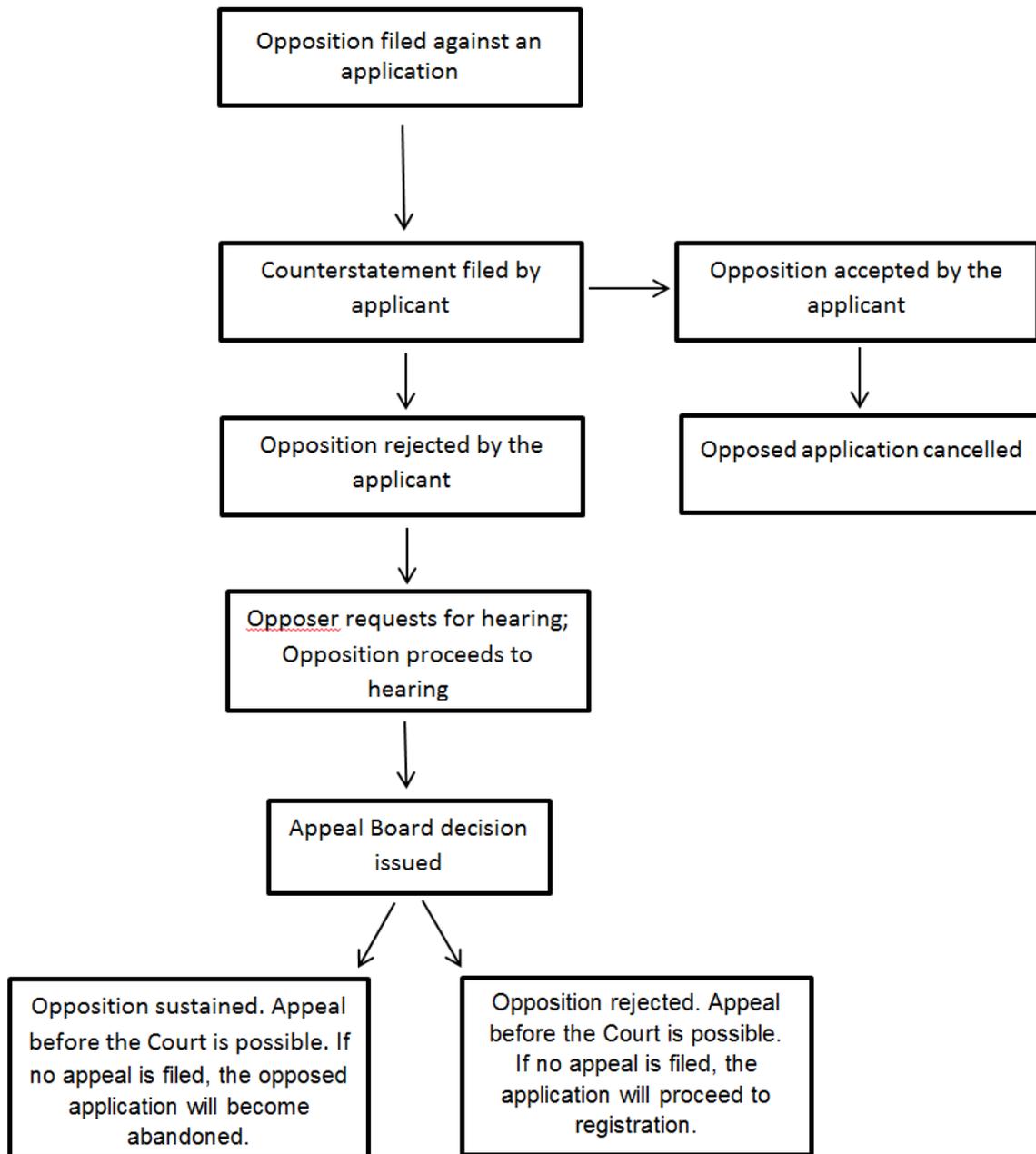
異議申立が出願人に送られ、出願人は異議申立に応答するため 20 日間（地元の出願者）または 40 日間（外国人出願者）の期間が与えられる。異議申立人に対して応答できなければ、異議申立は成功しその出願は放棄される。

出願人が異議申立人に対する応答を提出してから、異議申立人が商標局の上訴委員会にヒアリングを要求するまでに 20 日間がある。要求を提出した後、ヒアリングが開催される前に、補助的な論点と証拠を提出することが可能である。

商標局の上訴委員会でのヒアリングは、上訴委員会におけるバックログにより、ヒアリング開催の要求を提出してから 24～30 ヶ月と様々である。

異議申立に対する上訴委員会の決定は、60日以内にテヘランの裁判所に上訴することができる。その後、通常の民事訴訟と同様に、控訴裁判所に次の訴訟が訴えられる。

付録1 - フローチャート



第3節 - 登録費用/期間

- 1 区分での商標出願の費用は、一般的に、弁護士費用や公的費用を含み USD550 から 750 である。出願の審査が完了すると、公開や登録にかかる費用は、一般的に、弁護士費用と公的費用を含み USD800 から USD1100 である。
- 外国出願人は、すべての公的費用をユーロやスイスフランで商標局に支払うことができる。
- 商標の出願から登録までの期間は、スムーズに進めば、約 5 ヶ月である。

第4節 - 商標登録の資格所有者

すべてのイラン人と外国人およびイランの法人と外国の法人は、イランに商標を登録する資格がある。

第5節 - 商標の審査

商標出願は、絶対的および相対的理由について審査される。絶対的理由に基づいた審査には以下が含まれる：

- a. 識別性を欠いた標章。
- b. 品質、価値、数量、または、商品や役務の他の特性を示す標章。
- c. 商業上の慣習となっている記号である標章。

しかし、標章がすでに出願に先行して識別性を有していた場合（例えば、標章が長い間使用されており、高い評判を得ていた場合）、その後これらの「絶対的な」拒絶理由は、証拠の提出によって克服することができる。したがって、広告の複製および記録、詳細な販売記録等を保持しておくのが賢明である。

相対的理由の審査は、以前の商標と関連/混同のおそれについてのチェックである。イラン商標法によると、同一製品または役務について同一または混同させるほど類似の商標、または、別の製品または役務について、その標章の使用が登録商標とそれらの製品・役務との関連性を示すか、登録商標権者の利益を損なうおそれのある商標を、登録することは禁止されている。

出願に対する審査官による拒絶は、商標局の上訴委員会に上訴することができる。

第6節 - 明白になっている商標登録

商標登録の権利不争性に関する規定はありません。しかしながら、商標は、広範な市場において長時間利用されている場合には、商標の普及に基づいて獲得された識別性により、裁判所は記号の取消に消極的になる。

第7節 - 登録後の権利

イランにおける登録商標は、消費者の間に混乱を与えるような、商標が登録された製品または役務に類似、同一または関連の製品または役務を識別するために、同一または混同させるほど類似の商標の使用を防止する権利を商標権者に与える。

第8節 - 登録商標または該当する商品や役務の補正

係属中の出願の所有者または登録商標権者は、補正が実質的に商標の同一性に影響を及ぼさないことを条件に、商標によって識別される製品や役務に関連する情報、または、商標自体を補正する申請を提出することができる。

第9節 - 保護期間

イランの登録商標に与えられる保護期間は出願日から10年間である。この登録は、繰り返し、同様に10年ごとの期間で更新することができる。

第10節 - 周知商標

イラン商標法には周知商標の広範な保護がありますが、周知商標を決定する基準を定めるガイドラインはない。実際には、周知商標を決定する基準は、商標のプロモーションの結果として得られる関連する公衆における商標の認知度による。

イラン商標法において、以下の場合、周知商標が登録されているか、名声を獲得した商品又は役務と類似または同一でない商品や役務に関して周知商標の登録は禁じられる：

- i. 商標の使用がこれらの商品や役務と周知商標の権利者との間の関係を示している場合
- ii. 登録商標権者の利益がその使用によって損われる可能性が高い場合。

上記に加えて、標章や類似商品によって識別される製品の同一性として、一般消費者を混乱させる、周知商標や他の以前に登録された商標の翻訳を構成する商標の登録は禁止されている。

第3章-知的財産権の執行

第1部 - 商標権侵害の概要

イランには商標の問題に特化した裁判所がある。第一審裁判所の第3支部は、商標関連の民事事案を管轄し、第一審裁判所の第1043支部は商標関連の刑事告訴を管轄する。

商標模倣対策手続において非常に最近の変更では、すべての商標刑事告訴は第一審裁判所ではなく、検察庁においてヒアリングされる。第一審裁判所の判決は、高等刑事裁判所に上訴することができる。

商標権者が商標権侵害や模倣品について申立をすると、裁判所は侵害/模倣品を押収するためにレイドを実行するよう警察に命令する。侵害者/模倣業者は、製品の生産元を明らかにするために、裁判所によって調査される。その後侵害者/模倣業者は、商標権侵害により91日から6ヶ月間の懲役または10,000,000から50,000,000リアル(USD 350からUSD 1700)の罰金の支払いを言い渡されるか、両方を言い渡される。裁判所はまた、押収された物品の破棄、またはそこから侵害された商標の除去を命令する。

期間は、訴状の提出から約2から3ヶ月になる。

模倣品対策/侵害訴訟は、小売店、販売者、ディストリビューター、輸入業者および侵害/偽造品の製造業者に対して提起することができる。

第2部 - 模倣

第1節 - 可能なエンフォースメント措置

商標権侵害/模倣行為に対する可能なエンフォースメント措置は以下の通りである：

- a. 法的な通知、停止通告書
- b. 注意事項通知の公告（推奨されません）
- c. 行政救済
- d. 民事訴訟
- e. 刑事訴訟

第2節 - 法的な通知/排除命令

法的な通知は、停止、違反の中止を要求し、製造侵害/偽造製品の仕入れ販売、配布、輸入、侵害者の在庫に対し実施される。法的な通知は、裁判所を介して送信することができ、裁判所の執行官が正式に受信人に文書を証明する。訴訟の前に法的な通知を送信する法的要件はないが、停止通告書の提出は効果的な場合もある。

停止通告書

[受取人]

拝啓：

我々は、イランにおいて、[クライアント]（以下「当社」という）、国際分類 [分類]における登録商標[商標]の権利者を代理している。[商標]商標は商標法によって保護され、[会社]にとって大きな価値と重要性を持っている。

最近、我々は、御社の事業に関連して御社が商標[商標]を使用していることを知らされた。この文書はあなたのビジネスに関連した商標[商標]の不正使用に抗議するために送付されている。[会社]の[商標]商標の使用は、御社の事業が何らかの形で許可または後援されているか、何らかの形で[会社]と提携しているという混乱を引き起こす可能性がある。

この種の欺瞞的取引行為は、商標法第 31、40、60 および 61 条に基づいて商標権侵害を構成し、商標権者の排他的権利を侵害する。

あなたが、ここに、[商標]標章と、即座に[会社]が所有している商標と混同されるような他の標章の使用を即座に中止するように要求する。以下について明らかにしてください：

- (i) 御社と御社が提携している任意の個人または法人あるいは代理人は、即座に、任意の製品、広告、メニューについてまたは任意の役務に関連して、すべての標章[商標]の使用を停止する。
- (ii) 御社と御社が提携している任意の個人または法人あるいは代理人は、即座に、商標[商標]と混同されるような類似の標章、[会社]に属している他の標章、または、[会社]が所有している標章と混同されるような類似の標章[商標]を、任意の製品、広告、メニューについてまたは任意の役務に関連して使用することを停止する。
- (iii) 御社と御社が提携している任意の個人または法人あるいは代理人は、標章[商標]、商標[商標]と混同されるような類似の標章、[会社]に属するその他の標章、[会社]が所有する標章と混同されるような類似の標章の更なる使用を控えることに同意する。

私たちはこの文書の発送日から 20 日以内に好意的な回答を受け取らない場合、我々は、知的財産に関するクライアントの権利と善意を保護するために必要な法的手段をとるようクライアントに助言する。

敬具、
[会社]の代理人
[代理人の名称]

第3節 - 注意事項通知の公告

元の製品の所有者が、模倣品に対処するようトレーダーに警告し、公衆を教育し、オリジナルと偽造の違いを消費者に知らせるために、イランの主要な新聞に警告通知を公開することが可能である。市場に商標の評判を傷つける模倣品があるという通知は、消費者の製品購入欲をそぐため、我々は新聞に警告通知する公告をお勧めしない。さらに、侵害者がオリジナルと模倣品の違いを理解し、純正品と全く同じになるように製品を変更するおそれがある。

第4節 - 行政救済手段

- 商標の模倣行為に対する行政処分による救済は、行政機関（厚生省、標準化機構、等）からの通関手続きによって輸入された製品について適用可能である。製品の輸入の通関手続きについて責任のある行政機関は、商標の模倣行為に対する行政処分を行う。
- 行政機関は、模倣品の製造、輸入、流通を差し止め、および/または、市場から撤去する。
- 行政機関に書面で申立を提出することにより、模倣品に対する行政処分を開始することができる。関連当局の職員は、申立を検討し、サンプルを検査し、模倣品が、オリジナルの商標と同一またはほぼ同一である場合、行動を取る。実際には、侵害品が見た目に類似した製品であるだけでは関連当局は行動を取ることに消極的であり、ほとんどの場合、行動を取ることを拒否する。また、関係当局がこのような行政処分を行うためには、当該商標をイランに登録する必要がある。
- 関係当局は、当該商標が模倣されたことが判明した場合侵害関係者に突然のレイドを行います。レイドすべき複数の店舗や倉庫がある場合は、関係当局は、侵害当事者にレイドを知られないようにし、店舗や倉庫が同時にレイドする手配に最善を尽くす。
- レイド時には、関連当局からの検査官は、在庫が敷地内から取り除かれないよう命令し、その後、模倣品の捜索に進めます。検査官は、その品物の詳細な目録を取得し、移動または他の方法での侵害品の処分の禁止命令を発行して、敷地内において発見された侵害品を押収する。検査官はその後、請求書や押収侵害品に関連する他の文書に沿って、次の営業日に関係当局に所有者または管理者に対する召喚状を発行する。
- 侵害当事者の所有者または管理者が関係当局に出頭した際に、当局職員は、模倣品の製造元を決定するために、および、押収した商品が実際に模倣品であるかを結論付けるために、個別に質問をし、提出された書類を検討する。当局職員は、貿易産業に従事している侵害した関係者は扱っている商品が模倣品であることを知っていたはずであるという前提に立って、彼らが扱った商品が模倣品であったことを知らなかったというような弁護を認めない。

- 関係当局の調査が終了し、侵害当事者が商標の模倣行為の罪を犯していることが判明したら、関連当局は、模倣を行った者に罰金を課し模倣品の破壊を命じる。
- 関係当局の調査により模倣品の供給源またはそのような品物を扱う他の個人または法人の身元が明らかになった場合、関連当局は、彼らに対してレイドを行う。

第 5 節 - 提出されるべき書類と証拠

訴状とともに、申立人は、関連当局に、侵害者からの模倣品のサンプルと、その模倣品を当該侵害者から購入したことを示すインボイスを提出しなければならない。申立人は、関連当局が本物と模倣品の 2 つのサンプル間の差を調べることができるように、模倣品サンプルに対する本物を提出しなければならない。

第 6 節 - 決定に不服がある場合の手続き

申立人は、関係当局の決定に不服がある場合に、決定に対して上訴すべき当局内の特別な上級委員会は指定されていない。決定に対しては、それらの法律顧問を含む関係当局と再び議論することができる。決定されると、関係当局の決定は最終的なものである。しかし、そのような決定は、侵害当事者に対する申立人の刑事や民事訴訟の提出を禁止するものではない。

第 7 節 - 模倣行為に対する刑事訴訟

商標の模倣品対策の手續における非常に最近の変更では、すべての商標刑事告訴は第一審裁判所ではなく、検察庁においてヒアリングされる。第一審裁判所の判決は、高等刑事裁判所の前に上訴することができる。

第 8 節 - 管轄裁判所

他の都市で発生したものを含め、すべての商標関連の申立は、模倣行為/侵害が発生した場所に関わらず、テヘランの裁判所によってヒアリングされる。

第 9 節 - 司法制度

商標関連の告訴については、イランの刑事訴訟には 2 つの層がある。第一審裁判所及び控訴裁判所である。控訴裁判所審理は 3 人の裁判官のパネルによってヒアリングが行われる一方で、商標権侵害に基づいて第一審裁判所に提起された刑事事件は、1 人の裁判官によってヒアリングされる。

以下は、司法制度の各階層における裁判所の判決までにかかる平均期間の例である。

裁判所	期間
第一審裁判所	2-3 ヶ月
高等裁判所	2-3 ヶ月

第 10 節 - 控訴期限

第一審裁判所による判決を高等裁判所に控訴する控訴人は、当事者の判決の日から 20 日以内に控訴しなければならない。

第 11 節 - 刑事罰の対象行為

次に掲げる者は、金銭的罰金 100 万から 5000 万リアル、または、懲役 91 日から 6 ヶ月、または、これらの両方に処される。

1. 登録商標を模倣し、または、公衆を欺くようにそれを模する者。同様に、模倣した商標を使用する者。
2. 商標権者からの許可なしに他人の登録商標を使用する者。
3. 不正に自らの製品に、他の人に属する登録商標と同一又は紛らわしい標章を貼付する者。
4. 登録商標を模倣したまたは紛らわしい商標を有する商品を、意図的に販売、提供、流通、または、販売目的で所持する者。
5. 故意に、登録商標を模倣したまたは紛らわしい商標で、役務を提供する者。

第 12 節 - 刑事罰

前述のように、侵害者は 100 万から 5000 万にリアルの罰金、または 91 日から 6 ヶ月の懲役、または、これら両方に課されることになる。再犯の場合は、刑事裁判所は、両方の処罰の侵害を宣告される。

懲役刑と罰金に加えて、商標法に基づいて可能な他の法的な罰則は、模倣品の押収、没収や破壊が含まれる。

第 13 節 - 模倣品の没収

刑事訴訟では、裁判所は、押収した模倣品または最終的に押収することができる模倣品の没収を命ずることができる。必要に応じて、刑事裁判所は、その裁量で、物品の破壊を命令し、模倣した商標の破壊を命令したり、関係偽造商標を有する他の物品、および、問題になっている商標の偽造を実施するのに使用された包装、道具、文書の破壊を命令する。偽造パッケージの内容は、米などの主食を含有している場合、裁判所は、パッケージの破壊を注文した後、食品は所有者に返すよう命令する。

第 14 節 - 流れと手順の概要

刑事訴訟を提起する前に、侵害及び模倣品の利用可能性の範囲を確認する前に調査を実施することをお勧めする。調査員は、刑事訴訟を支援するために必要な書類と証拠を収集する。通常、イラン商標法の実務に携わる法律事務所によって実施される。イランには専門の調査会社はない。

商標権侵害に基づく刑事訴訟を提起では、申立人は、第一審裁判所に申立てる。訴状が裁判所に提出された場合、裁判官は、レイドを行い、侵害品を押収し、製造ラインを停止し、証拠を収集し、確保し、侵害者に対する調査を行うように警察に命令を出し、公聴会のため裁判所にすべての行為を報告する。

警察は、申立人から署名された書面を取ることによって、行動を開始する。申立人は、主張を支持する証人がいる場合は、警察は、各々から署名された書面による声明を取る。申立人は、侵害品を見つけることができる場所の詳細を警察に提供するように要求される。

警察は、物品の押収のため、侵害者の敷地内へのレイドを行うための手配をし、製造ラインを停止する。レイドが行われ、侵害品が押収され、および/または、製造ラインが停止した後、警察は、証拠収集・確保し、侵害品の製造元を見つけるため侵害者の調査を行い、すべての行為を公聴会のため裁判所に報告する。

第一審裁判所は、期日が遠い刑事訴訟手続きから侵害者が逃亡するのを防ぐために、逮捕状を発行して、侵害者を追跡する。裁判所は、侵害者が保釈してもよいか検討し、裁判官の裁量で保釈することができる。

裁判所はその後、刑事手続のために侵害者が裁判所に出頭する審問日をスケジュールする。判決を出すにあたり、裁判所は、訴状に含まれている文書や証拠、特にイランにおける申立人の商標登録を、すべてレビューする。

第 15 節 - 判決の執行

裁判所が刑事事件で下した判決について、裁判所の執行部門がその判決を実行する責任者である。侵害者が刑期を言い渡された場合、執行部門は侵害者の投獄を確実にするために、関連する刑務所当局と連携する。裁判所が、罰金を支払うことを侵害者に命じた場合には、その額を執行部門に支払わなければならない。また、侵害品の破壊が命令された場合には、刑事裁判所は、破壊を監督するよう執行部門に指示する。

第 16 節 - 提出されるべき文書と証拠

商標権侵害に基づく刑事訴訟を提起する際に提出されるべき文書は以下の通りである。

- a. 公証と申請者/商標権者によって実行され、公証され、イラン領事館によって認証された委任状；
- b. 侵害の対象となった商標のイラン商標登録証；
- c. 侵害/模倣品とオリジナル商品のサンプルと、サポートする文書；

裁判所は、上訴人の代理となる弁護士がイランの法律の実務を行うためにライセンスされていることを示すために、委任状の提出を要求する。さらに、裁判所は、申立人が企業であ

る場合、企業を代表して委任状に署名した署名者を認証する承認証が委任状に添付されるか、委任状の署名者が企業を代表して署名し企業のために委任することを企業により認証されたことを公証人が公証することを、要求する。

また、委任状もテヘランにある外務省が認証し、その後裁判所によって認められた公式翻訳者によりペルシャ語に翻訳される必要がある。

委任状及びサポートする文書は、必ず刑事告訴された時点で裁判所に提出する必要がある。裁判所に提出されるすべての文書は、ペルシャ語でなければならない。裁判所に提出する別の言語の文書がある場合は、それらを裁判所に提出する前に、公式翻訳者によってペルシャ語に翻訳しなければならない。

第 17 節 - 代理人の必要性と必要条件

外国人の申立人は、ライセンスを受けた代理人を通じて刑事告訴をすることが必要である。代理人は、裁判所に申立が提出される際に、公証され、イラン領事館に認証された委任状を有していなければならない。

第 18 節 - 商標権者の保護強化

裁判所は、商標権者の保護を強化しており、外国人の商標権者の商標権を侵害する犯罪行為に対してイランに提出されたアクションでは数々の成功を収めています。

第 19 節 - 民事訴訟

民事裁判所での民事訴訟では、(I) 登録商標の取消、(ii) 行政手続継続中の出願の取消、(iii) 商標の不正利用の停止、(iv) 不正競争の停止、(v) 商標権侵害の停止 を求めることができる。

民事訴訟を提起する前に、問題の製品に対する裁判所による差押え令状を取得するのオプションが利用可能である。イランにおける商標権の保護のために、適切な損害賠償を請求し、他の適切な救済を求めることも可能である。民事裁判所における民事訴訟の終結には 6~8 ヶ月かかることがある。

テヘラン裁判所の第 3 支部は、民事商標事件に特化した裁判所である。

第 20 節 - 不使用取消

登録商標が登録日から 3 年以内に使用されていない場合は、イラン商標法により登録商標の取り消しを求めることができる。不使用取消の申立に対しては、不可抗力またはその他の正当な理由による反論をすることができる。所定の期間に登録商標が不使用であったことの立証負担は申立人が負う。

実際には、裁判所は、商標の不使用に基づく商標登録の取消に消極的である。また、商標の不使用に基づく取消は、周知商標には適用されない。

第 21 節 - 紛争解決の代替法

商標権侵害や模倣行為の場合には、侵害者と商標権者との間の事前の合意が存在しないため、仲裁手続はまれにしか適用されない。しかし、当事者双方が調停を通じて紛争を解決することに同意する場合には調停が可能なこともある。一般的に、模倣行為による侵害は、任意の裁判外紛争解決手続きにより決定されることはない。

第 22 節 - 模倣品の密輸に対する国境管理

イラン関税法の第 122 条は次のように規定している：

「次の商品の輸入は禁止されている：

…

製造者、生産元、特性や製品の実質的な要素について消費者を混乱させ誤解させる、名前、商標、その他の表示、または、包装を表示した製品。…」

しかし、税関は規定を実施するための情報のデータベースを持っていない。

第一審裁判所に申立てることで、税関での物品の差押え、没収が可能である。商標権者が税関での侵害品の存在についての情報を受け取ると、税関でのその物品の没収と破壊を求める民事または刑事訴訟を提起することができる。侵害品の押収、没収と破壊のためには、商標権侵害に基づき輸入者/所有者に対して、第一審裁判所における必要な刑事手続がある。押収、没収、または、裁判所によって違法と判断された模倣品の破壊は、執行部門により、所有者へ通知して、執り行われる。

イランにおいて、侵害品/模倣品の密輸に対する税関登録や国境管理はない。

[特許庁委託事業]
イラン・イスラム共和国における
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月 発行

[作成協力]
Al Tamimi & Company 法律事務所

[発行・編集]
独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部
TEL: +971-4-3880-601
FAX: +971-4-3880-646
E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。